

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
F3 - 13170	封筒等

<b>対応する旧意匠分類</b>			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>		<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
F3 - 13130	全	封筒等	
F3 - 13131	全	郵送用封筒	
F3 - 13133	全	折畳み封筒	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
F2 - 7441	携帯用書類袋等(書類携帯具)		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
便せん付き封筒	封筒	現金書留用封筒	
往復封筒	折り畳み封筒	絵はがき用折り畳み封筒	
招待状入れ			
<b>定義</b>			
<p>通信事務に用いられる封筒。郵送用に用いる封筒一般。祝儀用のものでも、そのまま郵送できる態様のものは、この分類に入れる。</p> <p>袋状になっていないもので、折り畳むことによって包みこむ封筒。</p> <p>折り上がった状態で郵送できるものも、郵送できないものも、何れも含む。</p>			
登録 1174027 号 封筒 	登録 1165719 号 封筒 	登録 1159551 号 封筒 	登録 1155778 号 封筒 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
祝儀袋等は含まない。(F3 - 13180) 書類を携帯することを目的とした書類袋・事務用封筒はF2 - 7441(携帯用書類袋等)に分類する。			
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			
封筒			